

平成27年度第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日時

平成28年2月19日(金) 午後2時～4時

2 場所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委員長	田中敏雄
	副委員長	馬田綾子
	委員	伊達仁美
	委員	坂井秀弥
欠席委員	委員	大場修

4 出席した事務局職員

社会教育部長	吉田淳史
歴博・文化財担当係長	楞野一裕
歴博・文化財担当主任	伏谷優子

5 第1回審議会会議録要旨確認

議事に先立ち、第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、用字の訂正等を行い、要旨は了承された。

6 議事等

議事1「平成27年度尼崎市指定文化財候補物件の調査について」

事務局から候補物件の概要、調査用資料の構成・概略を説明
候補物件の古文書を実見しながら、委員による質疑、調査・検討

(1)古文書の形状について

- ・折紙から現状への形状の変化を示す継目箇所を指摘。(事務局)
- ・折紙の場合の文字の書き方について確認したい。(委員)
- ・半折は折った状態で書く。(委員)

(2)比較資料である大阪城天守閣所蔵「豊臣秀次朱印状」との比較

- ・筆跡の一致を確認できる。(委員)
- ・朱印状を書く人物について確認したい。(委員)
- ・祐筆とよばれる家臣が書く。両文書を記録した『駒井日記』の筆者、駒井重勝自身が祐筆という説もある。(事務局)
- ・未装の天守閣所蔵文書と比較すると、候補物件は幅が若干長いので、裏打ち・表具された際に紙が伸びたことがわかる。(事務局・委員)
- ・天地については少し天をつめたと考えられる。(委員)
- ・両文書とも文章が同じような位置で終わる配置だが、書き方に決まりのようなものがあったのか。(委員)
- ・明確ではないが、可能性はあるかもしれない。(委員)
- ・実際の古文書には読点がないが、調査資料の釈文では読点をどのように入れているのか。(委員)

- ・釈文もいろいろな表記があるが、文節がわかりやすいように読点を入れた。(事務局)

(3)用紙について

- ・すのこ(簾)の目が比較的粗い。檀紙である。(委員)
- ・用紙の幅は66cmと決まっているのか。(委員)
- ・紙すきの簾桁の幅になっている。(委員)
- ・保存修理時の紙の分析から米粉の使用、こうぞの割合の高いことがわかる。米粉は白く柔らかい紙となる。(委員)
- ・米粉を用いた和紙は現在でも作られているのか。(委員)
- ・和紙の紙すきでは一般的にトロロアオイが用いられ、土を混ぜる杉原紙などもあるが、今はあまり聞かないように思う。(委員)
- ・紙の入手、調達について確認したい。(委員)
- ・注文製作と考えられる。安土桃山期には、朱印状などの文書を大量に発給するようになるので、実際に書く祐筆の元に用紙を預けていた可能性があるのではないか。(委員)

(4)保存状態

- ・表具の際に切除された部分や天がつめられたりしたが、文字部分は失われることなく、紙の保存状態が良い。収蔵後に保存修理をしたが、表具は元の裂き裂を使っている。(事務局)
- ・こうぞの割合が高いと虫食いが少ない。(委員)
- ・当初の折紙だった時に一番外側になる面に宛名を書くので、その面が内側だった部分より黒ずんでいることがわかる。(委員)
- ・歴史上あるいは文化史上有名な人物の自筆でもなく、実務的な命令という内容だが、このような公文書的な文書も軸装表具とする例はよくあるのか。(委員)
- ・ある。秀吉ほど知名度は高くないが、秀次の朱印状、あるいは文中に近衛信輔の名が書かれていることから、後世、桃山時代らしい裂き裂を使った表具がなされたのではないか。(事務局)

(5)伝来について

- ・宛名の家に伝来していたと考えられるのか。(委員)
- ・石川家は江戸時代に尾張藩家老の家として続いており、そのように考えられる。比較資料の大坂城天守閣所蔵の朱印状など、近衛信輔配流の一件で発給された朱印状はそれぞれ宛名の家に伝世したことがうかがわれる。(事務局)

(6)尼崎とのかかわり

- ・尼崎は水夫の供給地だったのか。(委員)
- ・桃山時代の状況の詳細は不明だが、尼崎は中世より港湾が発達しており、『兵庫北関入船納帳』などにも、尼崎、大物・杭瀬などが瀬戸内海航路の通船の船籍地として記録されている。(事務局)
- ・尼崎の港湾の位置は特定できるのか。(委員)
- ・中世に遡ると大物遺跡がある。平安末期に神崎川河口部に港が作られ、港湾の位置は、河口部の土砂の堆積で次第に南下し、大物、尼崎に移る。江戸時代には港の機能が相対的に低下したと考えられている。(事務局)

(7)配流の差配について

- ・石川光元は尼崎に来て船を差配したのか。(委員)
- ・豊臣秀吉による朝鮮出兵の際にも瀬戸内海航路の船の手配をしたので、そのように考えられる。信輔の配流では、京からの川船は平野氏、海船は石川氏、九州の陸路はルート沿いの領主に命令が出されている。(事務局)
- ・秀次自身またはそのブレーンが差配について把握しているのか。(委員)
- ・秀吉の命を受けて、秀次が実際に差配したと考えられる。(事務局)
- ・近衛信輔配流事件については、秀吉と秀次の権力関係と関連づけられて論じられてきた。豊臣の姓を得た関白秀吉が秀次に関白職を継がせたことは、藤原氏以外の家に摂関職が世襲されたこととなり、摂家の近衛信輔にとって衝撃的なことだったと考えられる。また、実子が生まれた秀吉と秀次の関係は微妙であったが、表向きは秀次に関白として命を下すようスムーズに政治を執行させていた。配流は秀吉の意向だけでなく、秀次が積極的に関わったという論考もあり、秀次失脚直後に近衛信輔は赦されている。(事務局)

(8)候補物件の概要の説明文について

- ・事前に事務局から相談があったので、先に文書の内容を示し、続けて個別事項の説明というように整理した。また石川光元については龍野城主とする辞典類があるが、同時代史料では確認できず不確定なので、説明文からは除外した。(委員)
- ・長文となっている部分など、文中の句読点など整理が必要である。(委員)
- ・最後の段落で候補物件の文化財としての重要性がまとめられているが、発給の背景にある政治的な意味合いについても一文を入れた方が良いのではないか。(委員)
- ・概要文の文字数に制限がなければ、政治的な意味合いを入れた方が、尼崎とのつながりにおいての重要性だけでなく、歴史的な重要性もわかる。(委員)
- ・新発見の原本の表現が理解しにくいように感じられる。(委員)
- ・前回の審議会で「正本」という表現がわかりにくいというご意見があったので、今回、「原本」としたが、用語だけでなくわかりやすい文章表現を検討したい。(事務局)

以上の調査・審議をふまえ、委員長が「豊臣秀次朱印状」を今年度の尼崎市指定文化財の指定候補物件として答申をまとめることについて委員に諮ったところ、全員が了承し、議事1を終了した。

議事2「その他」

事務局から第3回審議会の予定について説明

- ・3月14日(月)午後2時から、会場は尼崎市立教育総合センター第3研修室を予定
- 事務局から「尼崎市制100周年記念歴史遺産保存活用シンポジウム」について報告
- ・1月24日(日)に小田公民館で開催した同シンポジウムには、160人の参加者があり、盛況のうちに基調講演、パネルディスカッションが行われたことを報告

報告後、委員からは次のような質問や意見が事務局へ出された。

歴史文化基本構想について、尼崎市でも行政からの一方的な構想ではなく、市民の視点を含めて構想を作成してほしい。(委員)

- ・時間はかかると思うが、地域住民の活動や意見などをまとめて下から積み上げて検討していきたい。(事務局)

100周年事業について

- ・大きな記念事業の実施予定はあるのか。(委員)

- ・記念式典等はあるが、大きな施設を建てるなどはない。当館でも企画展や収蔵資料展で100周年にちなむ展示会を実施するなど、それぞれの部局が100周年事業としての開催を工夫している。市民の活動も盛んである。(事務局)

新たに指定された市指定文化財の広報等について

- ・市報5月号と市ホームページに掲載する。答申の概要をわかりやすく要約した説明文で紹介する。本審議会から答申する資料の概要については、教育委員会で文化財指定についての議決を行うため、教育委員会の資料に掲載される。また、議決後には新聞各社の市政記者に資料の概要を配布し記事提供を行っている。記事提供などの時期には市民も含めて詳しく解説する機会は設けていない。(事務局)
- ・今回の審議会で用意された調査資料は古文書の背景となった事象の成り行きが具体的に感じられるような興味深い内容となっているので、指定後に新たな指定文化財について市民に講座などで話すような機会を作ってほしい。(委員)
- ・市民講座など指定文化財を詳しく解説する講座については検討したい。(事務局)

議事を終了

7 開 会

以 上